

フェムトセル小型基地局 委任による運用とその関連法規について

委任によるフェムトセル小型基地局の運用とは

フェムトセル小型基地局の免許を受けた携帯電話等事業者は、無線局の運用の特例制度を活用することにより、フェムトセル小型基地局について、移設・復旧等のための簡易な操作による運用を携帯電話等事業者以外の方が行えるようにすることができます。(電波法第70条の8第1項及び同規則第41条の2の3第1号)

以下に法令の概要を示しますので、「フェムトセル基地局設備等の運用管理に関する規約」(https://www.softbank.jp/biz/mobile/network/s_base-station/)と併せてご確認をお願いいたします。

◆運用者とは

無線局免許の交付を受けた免許人の委任を受けて、フェムトセル小型基地局の管理、運用、保守、その他を行う方を「運用者」といいます。

◆運用者の行う管理

【氏名・住所の管理義務】

申告した氏名・住所にて運用者の届出を行うため、運用者の氏名・住所・代表者の氏名に変更があった場合は、変更の届出が必要となります。

◆運用者の行う運用

【移動】

運用者は、同一建物内であれば、免許人の指示のもとにフェムトセル基地局を移動してもかまいません。ただし、高温多湿等、設置場所の環境が本機器の動作に影響を及ぼす場所、設置場所の壁、ベランダまたは窓等の環境が本サービス提供に適さない場所、その他免許人が適当でないと判断する場所への移動はできません。

【設置・運用】

運用者は、宅内接続構成、設置手順、フェムトセル機器のLEDランプなどを取扱説明書によって把握し、適切な運用を行うものとします。

【電源】

運用者は、免許人の指示のもとにフェムトセル機器の電源OFF/ONを行ってもかまいません。

【立ち入りの承諾】

免許人が必要と判断し、事前に承諾を得た場合は、合理的な理由がない限り、運用人は、免許人がフェムトセル基地局の設置された宅内に立ち入ることを許可するものとします。

なお、合理的な理由がある場合であっても、法令上緊急と免許人が認めた場合、運用人は免許人の指示に従っていただく場合があります。

◆運用者の行う保守

【障害発生時の連絡】

運用者は、障害発生時あるいはLEDランプに異常が生じた場合には免許人まで連絡します。

【障害発生時の協力】

運用者には、免許人の指示により、フェムトセル基地局の電源OFF/ONや接続構成の変更など、対応を依頼する場合があります。

◆その他

【免許状等記載事項】

運用の対象となるフェムトセル基地局の無線局免許に関する情報を把握いただく必要があります。当社Webサイト(https://www.softbank.jp/biz/mobile/network/s_base-station/)に最新情報を掲載しておりますので、必ずご確認ください。

【適用法令・罰則】

以下に記載する関係法規を必ず参照してください。

罰則については、電波法百五条～百十六条、有線電気通信法第十三条が適用されます。必ず参照してください。



運用者変更制度についての関連法規

運用者変更

【電波法】

(非常時運用人による無線局の運用)

第七十条の七 無線局(その運用が、専ら第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作(次条第一項において単に「簡易な操作」という。)によるものに限る。)の免許人等は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等が効力を有する間、当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。

- 二 前項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者(以下この条において「非常時運用人」という。)の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 三 前項に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用)

第七十条の八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局(無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して、簡易な操作で運用することにより他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものとして総務省令で定めるものに限る。)の免許人は、当該無線局の免許人以外の者による運用(簡易な操作によるものに限る。以下この条において同じ。)が電波の能率的な利用に資するものである場合には、当該無線局の免許が効力を有する間、自己以外の者に当該無線局の運用を行わせることができる。ただし、免許人以外の者が第五条第三項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 二 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人について準用する。
- 三 第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第八十一条の規定は、第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者について準用する。
- 四 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【施行規則】

(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)

第四十一条の二の三 法第七十条の八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 フェムトセル基地局
- 二 特定陸上移動中継局

説明義務

【施行規則】

(非常時運用人に対する説明)

第四十一条の二 法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に運用させる免許人等は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の免許状又は法第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容(当該契約を締結している場合に限る。)、当該無線局の適正な運用の方法並びに非常時運用人が遵守すべき法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容を説明しなければならない。

(免許人以外の者に特定の無線局の簡易な操作による運用を行わせる場合における準用等)

第四十一条の二の四 第四十一条の二の規定は、法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせる免許人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非

常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「免許状又は法第二十七条の二十二第一項の登録状」とあるのは「免許状」と読み替えるものとする。

【電波法】

(非常時運用人による無線局の運用)

第七十条の七第三項参照(項目「運用者変更」に記載)

簡易な操作

【電波法】

(無線設備の操作)

第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。)以外の者は、無線局(アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。)の無線設備の操作の監督を行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。)を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

【施行規則】

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

- 六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
 - (1) 基地局(設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項、第四十九条の六の四第一項及び第四項又は第四十九条の六の五第一項及び第四項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)

(無線従事者でなければ行つてはならない無線設備の操作)

第三十四条の二 法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作は、次のとおりとする。

- 一 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通信又は安全通信に関するもの
- 二 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で遭難通信又は緊急通信に関するもの
- 三 航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの(自動装置による連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。)

- (1) 無線方向探知に関する通信
- (2) 航空機の安全運航に関する通信
- (3) 気象通報に関する通信((2)に掲げるものを除く。)

四 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

届出関連

【電波法】

第七十条の七および第七十条の八参照(項目「運用者変更」に記載)

(報告等)

第八十条 無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- 一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき(第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定により無線局を運用させた免許人等以外の者が行つたとき

- を含む。)
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるとき。
 - 三 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

【無線局免許手続規則】

(非常時運用人による無線局の運用の届出)

- 第三十一条の二 法第七十条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。
- 1 常時運用人に運用させた無線局の免許又は登録の番号
 - 2 非常時運用人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 3 非常時運用人による運用の期間
 - 4 無線設備の製造番号(包括登録に基づき開設している登録局に限る。)
- 二 法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に二以上運用させたときは、同条第二項の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。
- 三 法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第九号の様式により行うものとする。
- 四 法第七十条の七第二項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

<届出の様式>

- 別表第九号 無線局の運用の特例に係る届出書の様式(第三十一条の二関係)
- ・ 無線局の運用の特例に係る届出書

運用

【電波法】

(目的外使用の禁止等)

- 第五十二条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
- 一 遭難通信(船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)
 - 二 緊急通信(船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)
 - 三 安全通信(船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)
 - 四 非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)
- 五 放送の受信
- 六 その他総務省令で定める通信

第五十三条 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 第五十四条 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 1 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
 - 2 通信を行うため必要最小のものであること。

第五十五条 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、第52条各号に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

【電波法】

(混信等の防止)

- 第五十六条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第52条第1号から第4号までに掲げる通信については、この限りでない。
- 二 前項に規定する指定は、当該指定に係る受信設備を設置している者の申請により行なう。
 - 三 総務大臣は、第1項に規定する指定をしたときは、当該指定に係る受信設備について、総務省令で定める事項を公示しなければならない。
 - 四 前2項に規定するもののほか、指定の申請の手続、指定の基準、指定の取消しその他の第1項に規定する指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(擬似空中線回路の使用)

- 第五十七条 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 1 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
 - 2 実験等無線局を運用するとき。

(秘密の保護)

第五十九条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信(電気通信事業法第4条第1項又は第百六十四条第二項の通信であるものを除く。第百九条並びに第百九条の二第二項及び第三項において同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

(時計、業務書類等の備付け)

第六十条 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかななければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

(通信方法等)

第六十一条 無線局の呼出し又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに救命艇の無線設備及び方位測定装置の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、総務省令で定める。

監督

【電波法】

(報告等)

- 第八十条 無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき(第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定により無線局を運用させた免許人等以外の者が行つたときを含む。)
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるとき。
 - 三 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

第八十一条 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人等に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

補足

【電波法施行令に定められる技術的読み替え】

(免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用に関する読替え)

第五条 自己以外の者に無線局の運用を行かせた免許人に関する法第七十条の八第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条の七第二項	(以下この条において「非常時運用人」という。)の氏名又は名称、非常時運用人	の氏名又は名称、当該自己以外の者
第七十条の七第三項	非常時運用人	当該自己以外の者

罰則

【電波法】

第二百五条 無線通信の業務に従事する者が第六十六条第一項(第七十条の六において準用する場合を含む。)の規定による遭難通信の取扱をしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、一年以上の有期徒刑に処する。

二 遭難通信の取扱を妨害した者も、前項と同様とする。

三 前二項の未遂罪は、罰する。

第二百六条 自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備又は第百条第一項第一号の通信設備によつて虚偽の通信を發した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第二百七条 無線設備又は第百条第一項第一号の通信設備によつて日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を發した者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二百八条 無線設備又は第百条第一項第一号の通信設備によつてわいせつな通信を發した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する

第二百八条の二 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

二 前項の未遂罪は、罰する。

第二百九条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき(その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。)は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

三 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者(当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。)以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

四 第一項の未遂罪は、罰する。

第二百十條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線局を運用した者

三 第二十七条の七の規定に違反して特定無線局を開設した者

四 第百条第一項の規定による許可がないのに、同条同項の設備を運用した者

五 第五十二条、第五十三条、第五十四条第一号又は第五十五条の規定に違反して無線局を運用した者

六 第十八条第一項の規定に違反して無線設備を運用した者

七 第七十二条第一項(第百条第五項において準用する場合を含む。)又は第七十六条第一項(第七十条の七第四項、第七十条の八第三項、第七十条の九第三項及び第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定によつて電波の発射又は運用を停止された無線局又は第百条第一項の設備を運用した者

八 第七十四条第一項の規定による処分に違反した者

九 第三十八条の二十二第一項(第三十八条の二十九及び第三十八条の三十八において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

十 第三十八条の二十八第一項(第一号に係る部分に限る。)、第三十八条の三十六第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第三十八条の三十七第一項の規定による禁止に違反した者

第二百十條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の十七第二項(第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

二 第二百二条の六の規定に違反して、障害原因部分に係る工事を自ら行い、又はその請負人に行かせた者

三 第二百二条の八第一項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず、若しくはその請負人に停止させない者又は当該工事を自ら行い、若しくはその請負人に行かせた者

第二百十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の七第二項又は第三項の規定に違反した者

四 第七十六条第一項(第七十条の七第四項、第七十条の八第三項、第七十条の九第三項及び第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定による運用の制限に違反した者

第二百十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

十一 第二十七条の二十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十二 第七十条の七第二項(第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十三 第百条第四項の規定に違反して、届出をしない者

【有線電気通信法】

(罰則)

第十三条 有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 前項の未遂罪は、罰する。